

# 第143回山梨県都市計画審議会

## 会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 平成24年10月24日（水） 午後1時30分 ～ 午後2時30分

2. 場所： ホテル談露館 「山脈」

### 3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	佐々木邦明委員	
		信田恵三委員	
		今井進委員	
		市原文子委員	
	(2号委員)	佐藤和彦委員	(代理 渡辺博美)
		宮川正委員	(代理 麻生浩司)
		内波謙一委員	(代理 松本 敦)
		森北佳昭委員	(代理 小幡 宏)
		安出克仁委員	(代理 清水 進)
	(3号委員)	田中久雄委員	
	(4号委員)	高野剛委員	
		樋口雄一委員	

(事務局)	(都市計画課)	まちづくり推進企画監	中村 克巳
		総括課長補佐	内藤 真男
		課長補佐	深澤 修一
		副主幹	武藤 直仁
		主任	金丸 勝仁
		主事	中込はるな
	(建築住宅課)	課長補佐	久保 正樹
		副主幹	山崎 宗彦
		主任	渡辺 祥平
	(環境整備課)	主任	千須和真司

4. 傍聴者等の数 0人

### 5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

## 6. 審議案件

1. 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について  
南アルプス市 一般・産業廃棄物処理施設
2. 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について  
富士河口湖町 一般・産業廃棄物処理施設

## 7. 議事の概要

別紙会議録による。

### 第143回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

本日は大変お忙しいなか、山梨県都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、山梨県県土整備部都市計画課の内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山梨県都市計画審議会の開催に先立ちまして、ご報告を申し上げます。当審議会の委員のうち、2号委員の「関係行政機関の職員」、及び5号委員の「市町村の議会の議長を代表する者」に、今回異動がございました。ここで、審議会に先立ちまして、新たに委員をお願いした方々をご紹介します。

まず、2号委員の方をご紹介します。関東農政局長 佐藤和彦様、本日は都合により、関東農政局 農村振興課 課長補佐 渡辺博美様に代理出席していただいております。関東経済産業局長 宮川正様、本日は都合により、関東経済産業局 企画課 総括係長 麻生浩司様に代理出席していただいております。関東運輸局長 内波謙一様、本日は都合により、山梨運輸支局 首席運輸企画専門官 松本敦様に代理出席していただいております。関東地方整備局長 森北佳昭様、本日は都合により、甲府河川国道事務所 副所長 小幡宏様に代理出席していただいております。関東財務局甲府財務事務所長 安出克仁様、本日は都合により、甲府財務事務所 管財課長 清水進様に代理出席していただいております。

次に、5号委員の方をご紹介します。笛吹市議会議長 小林始様、忍野村議会議長 天野貞夫様。なお、小林様、天野様につきましては、都合により、本日は欠席されております。

それでは、ただいまより、第143回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。まず、本日の「会議次第」、「委員名簿」それから「第143回山梨県都市計画審議会 議案書」以上でございますが、不足している資料はございませんでしょうか。不足しているものがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。

続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。

山梨県都市計画審議会条例の第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。

本日は、19名の委員のうち、12名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本審議会運営規定第5条第2項の規定に基づき、会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長

みなさんこんにちは。

山梨県都市計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。本年度、第1回目、通算で第143回山梨県都市計画審議会となります。

先ほど説明があったとおり、委員の異動があったということで、新たな委員さんが選出されましたので、よろしくお願いいたします。

本日もできる限り円滑な審議に努めたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議案でございますけれども、お手元の議案書のとおり、2件でございます。

それでは審議に入る前に会議録署名委員をA委員、B委員にお願いします。

では、これより審議に入ります。

議 長

[第1号議案]

第1号議案「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について 南アルプス市 一般・産業廃棄物中間処理施設」事務局より説明をお願いいたします。

<事務局説明>

議 長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 それでは、第1号議案については、その位置について都市計画上支障がないかどうかをお諮りいたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは第1号議案については、都市計画上支障がないと認めることといたします。

議 長 [第2号議案]

第2号議案「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について 富士河口湖町 一般・産業廃棄物中間処理施設」事務局より説明をお願いいたします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

A委員 搬出入車輛の数については、37台とありますが、どのように算出したのでしょうか。

事務局 施設の処理能力から算出しています。

A委員 処理能力から算出すると、台数が少なすぎると感じるのですが、もっと多くなるのではないのでしょうか。

事務局 随時、車輛の荷台いっぱい積載してくることはないので、単純に車輛の大きさと台数をかけた量が処理能力と同じ数値とはならないと思われま。

A委員 その説明ですと、ますます処理能力とかけ離れると思うのですが。

事務局 記載している処理能力は、随時、機械を稼働している場合の数値です。したがって、実際に稼働する時間における処理能力は、この数値よりも小さくなります。この数値から、車輛の台数を算出しています。

議 長 よろしいでしょうか。

A委員 はい。

議 長 それでは、第2号議案については、その位置について都市計画上支障がないかどうかをお諮りいたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは第2号議案については、都市計画上支障がないと認めることといたします。

議 長 以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司 会 会長、ありがとうございました。その他として、何かございますか。  
ないようですので、以上をもちまして、第143回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。  
なお、次回の審議会につきましては、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。  
本日は、誠にありがとうございました。